

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県ふるさと応援寄附金基金条例	公 布 日	平成20年12月25日
条 例 番 号	平成20年三重県条例第49号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	総務部税務・債権管理課	電 話 番 号	059-224-2127
条例の概要	地方自治法第241条第1項の規定に基づき、三重県を応援しようとする個人から贈られた寄附金を活用して、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する事業に必要な費用に充てるため、三重県ふるさと応援寄附金基金の設置、管理及び処分に關し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第241条第1項の規定により基金を設けるときは条例で定めることが必要である。個人から贈られた寄附金を区分経理して適正に管理する必要があることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	基金の設置、管理及び処分に關する事項は、地方自治法第241条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	個人から贈られた寄附金は、基金に積み立てられている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	基金の設置、管理及び処分に關する事項は、地方自治法第241条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	基金の管理及び処分について規定されている事項と、実務上の食い違いはない
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である基金の設置、管理及び処分に關し必要な事項を定めることを、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	規定を廃止した場合、基金を設置することができなくなり、明らかな支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	基金で寄附金を管理することによる効果は、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する事業に必要な費用に確実に充てられることであり、コストは、基金管理に係る事務手続である。効果及びコストの配分は適正と考える。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	基金で管理される寄附金は、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する事業に必要な費用に充てられるので、効果は全ての県民を対象とするものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点 検	理 由	特 記 事 項	目 次 頁 有 効 期 限

併 見直し結果	改正・ 廃止の 必要は ない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		元並しに 関する規 定の有無	に関する 規定の有 無
				無	無